

議案第 5 2 号

日出町町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について

日出町町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 元 年 9 月 3 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

日出町町道の構造の技術的基準等に関する条例（平成 2 5 年日出町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第 5 項中「の車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第 6 条第 2 項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（自転車通行帯）

第 8 条の 2 自動車及び自転車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第31条第2号中「見とおす」を「見通す」に改め、同条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第40条中「第8条第1項」の次に「、第9条第1項及び第2項」を加える。

第41条第1項及び第2項中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の町道については、この条例による改正後の日出町町道の構造の技術的基準等に関する条例第8条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

道路構造令の改正に伴い、条例を改正したいので提出する。